

令和7年8月第190回定例 農業委員会総会議事録

令和7年8月8日（金）
安土町総合支所防災センター2階会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第753号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議題754号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第755号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第458号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について

報告第459号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは早速ですが定刻となりましたので、令和7年8月第190回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしくお願ひします。

議 長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

議 長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思います。

本日の現在出席委員22名、欠席の届出2名（7番、●●●●委員、8番、●●●●委員）より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、8月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和7年8月第190回定例総会を、ただ今から開催します。

議 長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

24番 ●●●●委員

1番 ●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願ひします。

議 長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第 753 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第753号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の

決定を求める。

令和7年8月8日提出、近江八幡市農業委員会、会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、西生来町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積872m²、同じく西生来町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積528m²、同じく西生来町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積985m²、同じく西生来町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,377m²、同じく西生来町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積927m²、同じく西生来町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積926m²、同じく西生来町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,621m²、同じく西生来町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,607m²、同じく西生来町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積927m²、同じく西生来町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,831m²、同じく西生来町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,072m²、同じく西生来町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積924m²、同じく西生来町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積951m²、同じく西生来町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積976m²、同じく西生来町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,759m²、同じく西生来町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積894m²、安土町内野●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,840m²、安土町内野●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,874m²、合計18筆、24,891m²、世帯の経営面積、渡人338.7アール、受人0アールで今回の申請面積248.9アールとなります。渡人につきましては、鷹飼町●●番地●、●●●●、受人につきましては、愛知郡愛荘町市●●番地●●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、規模縮小、譲受理由につきましては、新規就農でございます。今回の申請については、渡人である●●氏が後継者について検討していたところ、以前より取引のあった豊郷町で米屋を経営されている今回の受人である●●氏が引き受けたいと申し出でくれたため、所有農地の一部を売約することになったものです。●●氏は農業の経験がないため、3年間は、これまで耕作していた●●氏とその従業員の指導や支援を受けながら徐々に引き継ぐ予定です。また、機械や

倉庫等についても●●氏に売却されることとなっております。
将来的に●●氏の農業経営が軌道に乗れば、●●氏の残りの農地についても売却される計画をされています。

部会での面接において、米屋と農業の両立は繁忙期が重なるため、大丈夫かとの意見もありましたが、米屋の従業員を増やすなどの状況に応じた対応をされるとのことで、20町程度の農業経営をしながら米屋をされているところもあるので、可能な規模であるとのことでした。また、譲受ける農地がある地域は、生産調整の割り当てがないことから、全て水稻を作付けされるため実現可能とのことでした。

番号2、土地の所在地、安土町下豊浦●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積550m²、世帯の経営面積、渡人7.3アール、受人42アール、今回の申請面積を合わせますと47.5アールとなります。渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●●、受人につきましては、安土町上豊浦●●番地、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号3、土地の所在地、大中町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,189m²、同じく大中町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,951m²、世帯の経営面積、渡人448.9アール、受人10.2アールで今回の申請面積を合わせますと17.5アールとなります。渡人につきましては、大中町●●番地、●●●●●、受人につきましては、白王町●●番地、●●●●●、契約内容は、番号4との交換、譲渡理由につきましては、耕作便利、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号4、土地の所在地、大中町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積4,411m²、世帯の経営面積、渡人10.2アール、受人448.9アールで今回の申請面積を合わせますと441.6アールとなります。渡人につきましては、白王町●●番地、●●●●●、受人につきましては、大中町●●番地、●●●●●、契約内容は番号3との交換、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、耕作便利でございます。

番号5、土地の所在地、鷹飼町北●丁目●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,484m²、同じく鷹飼町北●丁目●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積468m²、同じく鷹飼町北●

丁目●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積774m²、同じく鷹飼町北●丁目●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積179m²、同じく鷹飼町北●丁目●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積166m²、同じく鷹飼町北●丁目●番●、登記地目、宅地、現況地目、田、登記面積127.30m²、世帯の経営面積、渡人40.9アール、受人65.6アール、渡人につきましては、鷹飼町●●番地、●●、受人につきましては、白鳥町●●番地、●●●●、契約内容は使用貸借、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号6、土地の所在地、土田町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積956m²、同じく土田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,000m²、同じく土田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,000m²、同じく土田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,000m²、世帯の経営面積、渡人0アール、受人241.2アールで今回の申請面積を合わせますと280.7アールとなります。渡人につきましては、東京都国分寺市本町●丁目●●番●●号、●●●●、●●●●、受人につきましては、土田町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号7、土地の所在地、池田本町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,061m²、同じく池田本町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積825m²、同じく池田本町●●番、登記地目、現況地目とも畠、登記面積411m²、同じく池田本町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積202m²、世帯の経営面積、渡人45アール、受人0アールで今回の申請面積45アールとなります。渡人につきましては、野洲市小篠原●●番地●、●●●●、受人につきましては、鷹飼町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、新規就農ではございますが、●●さんの父親の元所有農地を買い戻される申請でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3

条3項)に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委員

(特になしの声)

議長

(特に補足説明もないようですので、) 皆様にお伺いします。

質問や意見はございませんか。

委員

番号1の案件ですが、西生来町は西生来工区と末広工区に分かれています、今回の申請は末広工区になります。私も●●さんからは規模を縮小していきたいという相談は受けていましたが、●●●●でも手がいっぱい、なかなか引き受けことができない状況が続いていた中での今回の申請はやむを得ないと思いますが、現在、末広町は農事改良組合長がいない状況が続いている、今まで●●さんに農業委員補助員を兼ねてお願いしていました。心配しているのは、愛荘町の方に農地が渡ってしまうと、今後農業委員、補助員を含め末広町地先の農地をどう指導していくのか、農地部会でどういう話があったのか教えていただきたいです。

委員長

分かる範囲でお答えさせていただきます。農地部会に●●さん、●●さんと両名にお越しいただき委員さんの方から質問等投げかけていただきました。●●さんは田んぼも預かり、田んぼをされている、一部所有の田を●●さんに譲り、●●さんへは3年間指導もされます。●●さんが軌道に乗れば、●●さんが預かっている田んぼも任していきたいという将来の話もされました。決して荒らさないでくださいねということを委員さんの方から念押しされましたが、●●さんが「やります」ということで、申請上不備もございませんし、やっていただけるということは有難いことですので、改良組合長の件は話に出ていません。

事務局

事務局でも、そのあたりの確認はできていません。●●委員が

おっしゃられた通りでございますので、●●さんはまだ半分ぐらい農地はお持ちで耕作はされておりますので、全部を手放すまでに、地域の農業者の代表となる方をどうするのか、●●さんがしていただけるのであればそれでいいのですが、市外の方なのでどうなのかなということもありますので、そのあたりも含めて、今後のことを考えていただけないか、ということを、許可書を渡すときにでもお伝えできればなと考えております。

事務局長

●●委員が言われたことですが、農業をされずに、要は土地持ち非農家さんが組合長をされている地域もあります。それも含めて今後、補助員をどうしていくのかは課題でございます。

議 長

他にございませんか。

委 員

地域計画の絡みはどうなっていますか。

事務局

井上 学

地域計画については、●●さんが所有されているところは含まれていません。西生来の地域計画にも入っていませんし、末広の地域計画はありません。

議 長

西川 進

他にございませんか。

質問も意見もないようありますので、採決に入ります。

議第 753 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 754 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 755

号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第754号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年8月8日提出、近江八幡市農業委員会、会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、馬淵町●●番●、登記地目、現況地目とも畠、申請面積36m²、申請人につきましては、馬淵町●●番地、●●●●、申請地は、馬淵町の集落内の農地で、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に馬淵小学校、馬淵こども園の教育施設が2カ所以上あることから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、進入路で、申請地西側に新たに住宅を建てるための接道が無いことから申請されたものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、西生来町●●番●、登記地目、畠、現況地目、宅地、申請面積95m²、申請人につきましては、西生来町●●番地●、●●●●、申請地は、西生来町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、自己用住宅で、現地は昭和10年に造成され住宅として利用されております。後ほどの農地法第5条許可申請をする際に当該地が転用できていないことが判明したために申請に至ったものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本案件につきましては、農地法施行前に建築されたものであり、てん末ではありませんが、登記地目を変更するために申請されました。

続きまして、議第755号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和7年8月8日提出、近江八幡市農業委員会、会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、加茂町●●番、登記地目、現況地目と

も田、申請面積981m²、加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積737m²、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、同じく加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積978m²、加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも畠、申請面積19m²、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積251m²、加茂町●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積743m²、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、以上6筆、3,709m²の受人につきましては、鷹飼町北●丁目●番地●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、加茂町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は売買です。転用目的は露天資材置場です。物価上昇に伴う資材・輸送費の高騰や受注生産による納品の遅延が発生している状況の中で、あらかじめ資材確保を行うための資材置場が必要になったために申請に至ったものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。こちらは、3,000m²を超える転用であるため、今月19日に開催されます県の常設審議委員会の意見聴取の対象となります。

番号2、土地の所在地、御所内町●●番地●、登記地目、現況地目とも畠、申請面積263m²、御所内町●●番●、登記地目、現況地目とも畠、申請面積79m²、渡人につきましては、御所内町●●番地、●●●●、受人につきましては、西宿町●●番地●、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、御所内町の集落内の農地で、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に武佐小学校、武佐診療所の教育施設及び医療施設が2カ所以上あることから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は売買です。転用目的は、露天資材置場です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、西生来町●●番、登記地目、現況地目とも畠、申請面積101m²、渡人につきましては、西生来町●●番地●、●●●●、受人につきましては、西宿町●●番地●、●●株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、西生来町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白

地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は売買です。転用目的は露天資材置場で、申請地南側の宅地と一体利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

議第 754 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 755 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 15番●●●●委員、よろしくお願ひします。

委 員

7月31日に、議第 754 号、農地法 第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 755 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、16番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、農地法 第4条の案件について、報告させていただきます。

番号1・2の案件です。

隣接農地が無いことから、問題ないと考えます。

次に、農地法第5条の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

雨水については、基本的に地下浸透処理をされますが、申請地南東の集水溝に集水し、市道水路へ放流されます。また、申請地南側に隣接する農地については、2m程度の緩衝地を設けるとともに隣接土地よりも地盤高を低く設定しているため、農地への影響はないと考えます。

番号2・3の案件です。

隣接農地が無いことから問題ないと考えます。

第4条許可申請2件、第5条許可申請3件、計5件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議 長	ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。
委 員	5ページの加茂町の案件ですが、去年11月ごろにも同じように●●●●さんが資材置き場で転用されていますが、このあたり一帯を買われたということですか。
事務局	今回の申請地と一体的に利用されると伺っております。
議 長	質問も意見もないようありますので、採決に入ります。 ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
委 員	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。
議 長	それでは、次に報告第458号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第459号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	報告第458号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。 農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和7年8月8日、近江八幡市農業委員会事務局長。 番号1、土地の表示、堀上町●●番●、田、658m ² 、堀上町●●番、田、591m ² 、受理日及び受理番号、令和7年7月16日、505番、渡人につきましては、鷹飼町●●番地、●●●●、受人につきましては、草津市野路●丁目●番●号、●●●●有限会社、代表取締役、●●●●、理由につきましては、露天駐車場、区分につきましては、売買でございます。 番号2、土地の表示、安土町上豊浦●●番●、畠、37m ² 、受理日及び受理番号、令和7年7月30日、506番、渡人につきま

しては、安土町上豊浦●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町上豊浦●●番地、●●●●、理由につきましては、農業倉庫、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第459号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和7年8月8日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約通知の受理について、こちらは全て賃貸借契約解除で15件ございました。内容としましては、売却や中間管理機構に変更がございます。その中で5番から8番の不明とありますのは、●●さんがもう耕作をしないということで、土地を所有者に返されるものです。こちらの農地については、西の湖のヨシ地にあるような農地でなかなか耕作も難しいところを今まで耕作されていましたが、お返しされるということで今後ヨシ地化していくのかなと思いますし、耕作する方もいないと聞いておりますので、そういう意味での不明ということです。

2、農地法施行規則第53条第1項第11号、電気事業者が送電用電気工作物等を設置する場合に基づく協議について、目的、電気事業者の行う特別高圧送電線鉄塔（支持物）立替、契約の種類は賃貸借、ということで安土町上出と石寺において協議がございました。

以上、報告とさせていただきます。

議長 ただ今の、報告第458号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第459号その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 それでは、質問や意見等もないようあります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長 以上で本日の総会日程は終了しました。

これをもちまして第190回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時25分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員